



水俣市犯罪被害者等見舞金制度

犯罪行為により被害にあわれたご本人やそのご遺族に見舞金を支給します。
(令和8年8月1日以降に発生した犯罪被害が対象です)

※殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目的とした制度です。

遺族見舞金 支給額30万円

犯罪行為により被害者が亡くなられた犯罪行為の日において、水俣市に住所を有する犯罪被害者の第1順位のご遺族

※ただし、他の市町村で同種の見舞金を受けられた方・受ける予定がある方等は除きます。

●ご遺族の範囲・順位 ※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。

①配偶者(事実婚も含む)

被害者の収入で生活をしていた

②子

③父母(養父母がいた場合、実父母より養父母を優先)

④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦子

⑧父母(養父母がいた場合、実父母より養父母を優先)

⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※第1順位のご遺族が、見舞金の申請をしない場合は第2順位以降のご遺族は見舞金の申請はできません。

※同じ順位の方が複数人いた場合は、代表の方1人が申請(受給)できます。

重傷病見舞金 支給額10万円

犯罪行為にあわれた日(犯罪行為の日)において、水俣市に住所を有し、犯罪被害によって重傷病を負われたご本人

※ただし、他の市町村で同種の見舞金を受けられた方・受ける予定がある方等は除きます。

●重傷病とは・・・治療の期間が1か月以上かつ3日以上入院を要すると医師に診断された方(精神疾患の場合は、治療の期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができないと医師に診断された方)

対象となる犯罪

- ・人の生命又は身体を害する罪にあたる行為。(過失によるものを除きます。)
- ・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われたもの。
- ・警察へ被害届が提出され、被害が認知された犯罪であること。

支給の対象外となる場合

- ・犯罪被害者又はそのご遺族が、他の市町村から見舞金と同種の金銭給付を受け、又は受ける予定がある場合。
- ・警察などの捜査機関に犯罪被害の届け出がされていない場合。
- ・犯罪被害者又は遺族見舞金の給付を受けるご遺族が犯罪行為を誘発し、当該犯罪行為に対して責められる理由がある場合。
- ・犯罪被害者又は遺族見舞金の給付を受けるご遺族が暴力団員である場合。
- ・犯罪被害者又はそのご遺族と加害者との関係や、その他の事情により、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合。

【問い合わせ先・申請窓口】

水俣市 福祉課(水俣市役所2階1-①番窓口) ☎0966-61-1640(直通)

〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号